



# 北のめぐみ愛食レストラン 認定のご案内

## 1 「北のめぐみ愛食レストラン」とは

- ・道庁では、北海道産食材を使用した料理を提供している道内の外食店や宿泊施設を、「北のめぐみ愛食レストラン」として認定しています。
- ・認定店には、北海道産食材のお料理の提供を通して、そのおいしさや品質の良さ、さらにはおいしい食べ方などについて、お客様に広く伝えるという役割を担っていただいています。

認定店についてはホームページに掲載しています

## 2 対象となるお店

以下の5点を全て満たしているお店が、認定の対象です。

1. 道内に所在する外食店及び宿泊施設。
2. 北海道産食材を使用したこだわり料理を、2品以上提供していること。  
※調味料等は、必ずしも道産でなくても可。  
※提供している期間は、必ずしも通年である必要はありません。
3. 主食の原材料に北海道産食材を100%使用していること。  
※麺やパンの場合は、3割以上です。  
※過去1年間の実績が必要です。
4. 北海道の食材を積極的に使用していること。
5. 食材の原産地表示を行っていること。  
※表示は「メニューに記載」、「店内の黒板に記載」等、お客様に的確に伝わる方法であれば、いずれでも結構です。

☆その他詳細な基準はお問い合わせください。

## 3 認定店になると・・・

- ・「認定証」及び「北のめぐみ愛食レストラン認定ステッカー」を交付します。
- ・店頭表示やPR用チラシなどに「北のめぐみ愛食レストラン認定店」の表示をすることができます。
- ・道庁ホームページや関係機関・団体などを通じ、認定店を広くPRします。

